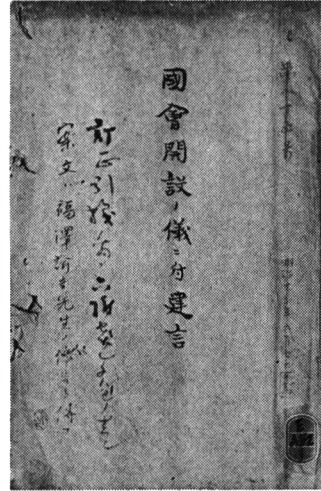


「国会開設ノ議ニ付建言」



小田原市立図書館蔵

代、下山万之助、梶野敬三も到着したので、一旦提出した願書の返却を求め、訂正の上、再提出した。小田原市立図書館所蔵の『国会開設ノ儀ニ付建言』という、建白書の原本が、「相模国七郡四百七拾一町村一万八千七百六拾一名」とあったのを朱筆で消して、「相模国九郡五百五拾九町村二万三千五百五十五名」と訂正し、また「建言」の末尾に遅参した二総代の氏名を

ある。「今回国会開設ノ儀ヲ建議スルノ由、依テ本県令ニ於テ一応諸君ノ御意見拝聴仕度由ニツキ、成ル可クハ上京ノ各位一同此者ト同道御出港下サレ度云々」。つまり今回の建白について、県令から尋ねたいことがあるから全員横浜の県庁まで来て欲しいというのである。

ここに至って国会開設運動は、はじめて権力の思いがけない干渉と妨害に出合ったわけである。それに対して総代たちは、「我われはいやしくも二万有余の県民の委任を受けて国会開設建議のために上京したのだから、たとえ県令の命令とあっても応ずるわけにはいかない」と言って、その場で使者を追い返した。ところがその夜十一時すぎ、再び県令から、「明七日前十時登庁致スベキ旨」の伝言があった。その夜総代たちは県令の「御用状」をめぐって明け方まで論議したが、結局県庁へは今福元額と福井直吉の両県議を出頭させ、他の八名は予定通り元老院に建白することにした。

六月七日元老院に向った一行は、足柄上、津久井を除く相州七郡の名で願書を提出し、建白をおえた。そして八日には事故でおくれた二郡の総

追加してあるのは、この間の事情を物語るものである。

県令と対決す 一方、今福、福井の二人は、七日県庁に出頭して、県令から今までの運動の経緯について質問を受けたあ
る請願総代 と、「斯ル重大ノ事件ヲ行フニ方リ何故拙者ニ一応相談ハセザリシ」と詰問された。これに対して今福は、

過般の地方官会議以来の経過を卒直にのべたあと、「此ノ重大ノ事件ヲ予メ閣下ニ御相談ヲ致サザリシハ、全体拙者等ノ思想
ト閣下ノ思想トハ丸デ反対ナルヲ以テ、御相談申スモ無益ト初メヨリ断念セシ故ナリ」(『扶桑新誌』第二七号)ときっぱり答
えている。この今福の言葉には、二万有余の県民の総代としての強い責任感と自負の念がこめられていた。その気迫に押され
てさすがの野村県令も、今後のことを注意しただけで、それ以上追及しようとしなかった。

しかしこれだけで県当局の干渉と妨害がおわったわけではなかった。出京総代の一人、中川良知が同郷の郡長山口左七郎に
送った書簡には、その後も次のような事件のあったことを報じている。

総代の中で中川と杉山泰助は「建白書」の印刷を託されたため、それを都内のある印刷屋に注文し、出来上ったら横浜の出
入の旅館へ配送するよう依頼して帰った。ところが数日後その旅館に政府の密偵らしい男が現われ、届けられた印刷物を引き
渡すよう強硬に迫った。さいわいその場合は旅館側の機転で切り抜けたが、代って今度は県の書記官が直接二人に圧力をかけて
きた。いま中川の書簡からその部分を引用してみよう。

「書記官ヨリ迂生、杉山宛ニ書状来リ、翌日則廿日迂生始メ一同着候処、右ノ始末ニ付(探偵が来たことをさす——筆者注)、荷物ハ無
事受取置、夫ヨリ書記官ノ書面被見候処、着次第直グ罷越候様トノ事故、夜ニ入迂生杉山罷出候処、活版摺ハ過日県会ヨリ焼却候様申聞候
由、然ルニ夫々配布イタシ候也ニ聞込候故、一応相尋候度候。依テ答ルニ未ダ配布不致、尤□□各郡出精上篤ト協議シ県令へ□□相答其上
配布スルトモ又ハ焼却スルトモ致候心得、迂生等一兩人ニテハ回答ハ致シ兼候度候」

(山口左七郎文書)

この書簡によれば、政府と県が一体になって「活版摺」の建白書の配布を妨害していることがわかる。中川ら二人が旅館で無事に荷物を受取ると、今度は県の書記官からの出頭命令である。そして「活版摺」は県会でも焼却するようにきまっただが、それでも配布するつもりかと追及されている。つまり県側は種々の口実を設けて建白書の配布をあくまで阻止しようとしたわけである。だが中川らは頑として屈しなかった。

建白書の配布をめぐる県側の妨害はその後も執拗に続いたようである。それは中川が前記の書簡の中で、「其後モ探偵有之候間、其答ニテ郡内失策不被成様ノ心得有之度」と、同志たちに忠告していることでもわかる。ともあれ、このときの活版摺の建白書が、当局のきびしい監視の目を潜って、地方の民権家にひそかに配布されたことは、現にそれが県下の各地に保存されていることから明らかであらう。

ついでにここで、相州の国会開設運動に関する当時のジャーナリズムの論評を紹介しておこう。『扶桑新誌』一一七号は、先きのべた建白をめぐる県総代と県令との問答を詳細に伝えたあと、神奈川県民は「平素暗愚ノ称」あるが今回は別である。「抜目ナキ県令野村氏其ノ人ヲシテ驚愕周章、嗚乎亦致シ方ナシノ嘆アラシムルニ至ル、何ゾ其痛快ナル」とのべて、建白総代の快挙をたたえたのであった。

四 福沢諭吉と相州

建白書の起草者 ・福沢の企画

ところで、相州の総代たちが元老院に提出した建白書——正式には「国会開設ニ付キ建言」という——は、慶応義塾の福沢諭吉が起草したものである。福沢は建白書の代筆を、教え子にあたる小田原の松本福昌か

ら依頼された。松本は旧小田原藩の下級士族の出身で、明治九年から十一年まで慶応義塾に学び、福沢とは師弟関係にあったのである(内田哲夫「相州九郡国会開設建言書をめぐって」『小田原地方史研究』一号) さきに県総代の中で、県議からただ一人松本が選ばれたのも、建白書起草の仲介者という関係からであろう。建白書をめぐる松本と福沢の接触については、たとえば福沢の次の手紙が証明している。

「相州九郡より国会開設の建白、三万人計の連署、本月初旬書面を奉呈いたし候。其周旋は専ら松本福昌なり」

(『福沢全集』第十七卷、「江口高寛宛書簡」)

ところで、建白書の件は松本を通して行なわれたが、この外にも相州の関係者と福沢との接触があったようである。たとえば福沢側に次のような記録がある。

十三年四月 相模国七郡国会開設ノ件

高座郡 今福

神藤利八

大住郡 梅原修平

愛甲郡 中磨

大住郡 山口左七郎

小田原 吉野直興

大久保 清

上足柄郡 中村舜次郎

(『福沢全集』第十九卷「明治十年以降の知友名簿」)

この八人が「十三年四月」「相模国七郡国会開設ノ件」で、福沢に面会しているわけである。右の八人の中で、今福と神藤

第13表 府県別交詢社員数 (上位5位まで)

東京	千葉	神奈川	長野	新潟
339	82	77	76	74

後藤靖「自由民権期の交詢社について」『日本史研究』
133号から作成

は県総代であり、山口左七郎、中麿（中九稻八郎のこと）、中村舜次郎の三人は、大任洵綾、愛甲、足柄上各郡の現職郡長で、かねてから民権派郡長として知られており、また吉野は最初にふれたように小田原仁恵社の社長で、国会開設請願の先駆者とも言うべき人物である。これだけのメンバーが国会開設の件で福沢を訪れたとすれば、福沢は単に建白書の起草だけでなく相州の運動そのものにかかなり積極的にコミットしていたものと考えられる。

福沢が国会開設運動をどのように見ていたかは、この時期のかれの著作である『国会論』や『時事小言』で知ることができる。たとえば『時事小言』では運動に参加する人民を非難して、「世の国会開設を願望する者を見るに幾千名の調印と云ひ、幾万人の結合と称するも事実其人の大多数は国会の何物たるを知らず、其開設の後には如何なる利害が我身に及ぶべきやも弁へず、唯他人が所望する故に我も亦願望すると云ふに過ぎず」とのべている。総じてかれは自由民権運動を「駄民権」と罵倒し、それに敵意さえ示していたのである。

その福沢が相州の国会開設運動について、一定の支援を惜しまなかったのはなぜであろうか。その疑問を解く一つのカギとして交詢社の存在が浮んでくる。交詢社は一八八〇（明治十三年一月二十五日、福沢及びその門下の慶応義塾関係者によって創立された都市の啓蒙機関であった。この結社は社則では「知識を交換し世務を諮詢」する社交クラブを自称していたが、はじめから政治色が強く一八八〇（明治十三年三月段階ですでに全国千八百人の会員を擁し、いわゆる福沢理論で武装されていた（後藤靖「自由民権期の交詢社について」『日本史研究』一三三号）。神奈川県下でも同時期に七十七人の会員がおり、広い分野にわたって隠然たる勢力を有していた（第十三表参照）。

第2章 自由民権運動

第14表 神奈川県交詢社員名簿

氏名	郡名	職歴	脱退時
松本福昌	足柄下郡		(年月)
長谷川豊吉	〃		16. 9
福井直吉	大住郡	県議	15. 5
中川良知	大濠郡	〃	14. 2
今福元穎	高座郡	〃	14. 6
山本左衛門	〃	〃	15. 2
中村舜次郎	足柄上郡	郡長	15. 7
山口左七郎	大住郡	〃	14. 6
伊達時	大濠郡	郡書記	15. 3

後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」(立命館大学『人文科学研究所紀要』第24号)から作成

注目しなければならないのは、県下の交詢社員の中に国会開設運動の指導者が多数いることである。いまその主な顔ぶれをあげて見よう(第十四表参照)。これを見ると十四人の県総代中五人までが、また二人の郡長が交詢社員であることがわかる。

この辺に福沢と相州の密接な関係が指摘できよう。つまり福沢にしてみれば、交詢社員の主要メンバーが国会開設運動の指導者であるところから、乞われれば運動に対する応分の援助を提供せざるを得ない立場にあったのであろう。しかも交詢社は、発足時から国会期成同盟系の民権運動に対抗する企図をもち、運動が高揚した地帯ほど多くの社員を組織していたといわれる。そうすることによって、自由民権運動の内部に、福沢流の官民調和論をもちこみ、運動の分断をはからうとしていたわけである(後藤靖、前掲論文)。

福沢の国会論と相州の運動 このように見えてくると、福沢と相州の関係も自ら明らかになる。つまりかれは、大きく高揚した相州の国会開設運動のヘゲ

モニーを国会期成同盟でなく、交詢社に福沢系の側に確保しておくために、敢て支援のポーズを示す必要があつたのであろう。福沢系の『郵便報知新聞』が、「相模九郡ノ国会願望者」と題して、「今春愛国社員ノ相州ヲ誘説シテ、其他ノ名望アル人士ニ説クニ協力合体ノ事ヲ以テスルヤ、相州ノ主人断然之ヲ辞シテ曰ク、国会開設ハ我輩ノ希望スル所ナリ、国会開設ノ事タル我輩意見ノ存スルアリ……我ト我が欲スル所ニヨリテ我が意見ノ存スル所ヲ行フアランノミ。敢テ他人

ノ為ニ灯ヲ提ゲザルナリ」(同紙十三年六月十一日付)とのべて、相州の独自性をことさら強調しているのも、同じような企図からである。

これに対して期成同盟系の『愛国新誌』が、「夫レ代議政体ハ広く公衆ノ意見ヲ容ルベキ者ニアラズヤ、然ルニ此政体ヲ希望スル人民ニシテ、他人ノ説ヲ容レズ、徒ニ自己ノ意見ヲ以テ之方開設ヲ計ラントス。何ゾ代議政体ノ趣旨ヲ知ラザルノ甚シキヤ」(『明治文化全集自由民権編(統)』)と反論しているのも、あながち不当とはい切れまい。

さいごに、福沢の起草した建白書の内容にふれておこう。福沢は国権拡張と財政論の立場から国会開設の必要性を説いている。

「方今世界万国ノ交際ハ徳義人情ヲ以テ接スベキモノニ非ズ、又約束法律ヲ以テ制ス可キニ非ズ。唯恃ム所ハ兵力ニシテ求ムル所ハ利益ノミ」

(資料編13近代・現代(3)一一)

このような「万国交際」の中で、「我国モ独立シテ国威ヲ世界ニ輝サントスル」のは容易なわざではなく、まず第一に「兵備ヲ嚴重」にしなければならない。しかも今日財政衰頹すたいたいの折から、財源の確保には「国債ヲ募ツテ急ヲ救フ」以外に方法はないが、現状では人民の協力も得られない状態である。そこで政府が国債募集のために人民の協力を得ようとするならば、国会開設しか道はない。要するに国会開設は、「人民ヲシテ困難ニ当ラシムルノ方便」だというのである。以上が福沢の起草した建白書の要旨である。

ところで、この建白書と先に見た諸郡の締盟書とでは、その主張に大きな懸隔があることに気付く。建白書が専ら国権拡張と財政難打開から、国民の支持をひき出す「方便」として国会開設を説くのに対して、締盟書は素材ではあるが公議与論と天賦人權論に基づいて国会論を展開している。この締盟書が国会開設運動の地元の論理と主張を代弁したものとすれば、建白書

はそれを依頼した地元とは別個の、福沢自身の国会論をのべたものと見るべきであろう。

ともあれ、その後の神奈川県下の自由民権運動が、福沢の政治的企図とその思想的限界をこえて、大きく前進したことは後述する通りである。さし当ってここでは、交詢社に加盟していた国会開設運動の指導者たちが一、二年後には全員が脱退（第十四表参照）し、その主要メンバーが自由党へ結集していったことを付記しておく。

五 県会のたたかい

経費削減と民力
休養をめざして

国会開設運動で発揮された民権運動のエネルギーは、同年（明治十三年）の県会における民権派の活動にもあらわれた。この年の通常県会は六月八日からはじまったが、その雰囲気は前年とはうって変わったものであった。

昨年は県会の開設の年ということもあって、県令と議会との関係は極めて平穏であった。野村県令の柔軟な姿勢と県会側の協調的態度とが相まって、議案の審議もスムーズに運んだ。たとえば議会側は、地方税収支の議案について、「人民一般ノ休戚ニ係ル」ものとして全項目にわたって減額修正したが、県令もそれをうけて「悉ク認可」するという具合であった。県会の開設にあたってその社説で、「県官ノ専断」を警戒していた『東京横浜毎日新聞』も、その平穏な審議状況を評して「官民共和」の県会と呼んだほどであった。

その状況が国会開設運動を契機に大きく変った。もともと、三新法体制下の県令と議会との関係は極めて一方的なものであった。県令は県会の召集、中止、解散権をはじめ、議案提出権を一手に握り、県会の議決についても認可するかどうかの決定

第15表 1880年度神奈川県歳出予算一覧表

費目	原案(円)	修正額(円)	比率(%)	増減
警察費	118,695	110,677	30.6	△
河港道路等修繕費	122,716	0		×
県会諸費	1,665	6,191	1.7	○
衛生費	9,518	6,415	1.7	△
病院費	45,708	22,308	6.1	△
県立学校費 <small>小学校費</small>	15,781	12,444	3.4	△
郡区庁舎建築費	2,238	2,085	0.5	△
郡区吏員給料 <small>中諸費</small>	70,915	56,850	15.7	△
救育費	3,638	3,048	0.8	△
浦役場及難破船諸費	396	396	0.1	
管内限り諸達書及揭示諸費	9,300	7,097	1.9	△
勸業費	9,961	6,118	1.6	△
戸長以下給料及戸長職費	124,107	122,163	33.8	△
予備費	8,960	5,588	1.5	△
計	543,598	361,380	100.0	△

(1) ○増額, △減額, ×廃案

(2) 上の表は色川大吉「明治前期における地方統治と地方自治」(東京経済大学『人文自然科学論集』No. 5) から転載

権を持ち、不当と認めた議決については再議に付する権限と、内務卿の指揮による原案執行権を有していた。それに対して議会側は、「府県会規則」によれば「地方税ヲ以テ支弁スベキ経費ノ予算及ビ其徴収方法ヲ議決」(第一条)し、「前年度ノ出納決算ノ報告ヲ受ケ」(第六条)、「其府県内ノ利害ニ関スル事件ニ付政府ニ建議」(第七条)する程度の権限しか認められてなかった。このように当時の府県会は、地方自治の代議機関というよりも、明治政府の地方統治のための補助機関的性格が強かった。

さて、十三年六月の議会は最初から激しい対立が予想された。国会開設運動の成功で勢いづいた民権派議員は議席の三分の二を占め、県民の要求である「民力休養」「経費節減」をかかげて、予算案の全費目にわたる修正を迫った。なかでも歳出予算額の二三割を占める港湾道路堤防橋梁費など土木費の攻防が焦点となった。民権派はこれらの土木費を全額国庫負担(国庫下渡金)にするよう要求して廃案に追いこんだ。第十五表は同年度の歳出予算の原案及び修正額をあらわした

第2章 自由民権運動

第16表 1979～80年の『東京横浜毎日新聞』の県会関係の社説

日	付	社説名
79年	3. 13～5. 13	神奈川県会ノ開設
	4. 16	府県会議員ノ責任ト注意トヲ論ズ
	5. 22	神奈川県会ノ決議案
	9. 28	議員選挙
80年	5. 22	府県会開議
	8. 3～4	地方官ハ宜シク議會ノ下ニアルベシ
	9. 2～10. 12	地方政府ノ改革
	10. 9	議員ノ心得
	11. 11～18	第48号布告ヲ読ム
	12. 9～15	第48号布告ノ利害如何
	12. 16	備荒儲蓄ノ紛議
	12. 19～20	神奈川県議会議会

ものであるが、減額修正は土木費を筆頭に殆どどの費目に及び、総額にして予算原案の実に三分の一、十八万円にのぼっている。

六月議会における県令と議会側との攻防は、五十余日という異例の長期議会となったが、十二月の臨時議会において遂に両者の対立は絶頂に達した観があった。この時の最大の争点が悪名高い「備荒儲蓄法」であった。この法案は政府が凶歳時でも租税の確保に支障が起きないよう常時国民に一定の備蓄を義務づけるもので、実質的な増税を意味していた。そのため全国的にも多くの府県で反対運動が起こり、法案審議をめぐって議会は紛糾した。

神奈川県でもこの法案が県会に上程されるや、はじめ議会内では修正案、廃案、延期案の三案に意見が分れたが、結局どの意見も多数が得られず廃案となった。これに対して野村県令は、法案を再議に付したがそれも議会側は多数でほうむった。そこで県令は内務卿の指揮を乞い、ついに絶対多数の反対を押し切って原案執行を強行したのである。

このように十三年度の神奈川県会は、国会開設運動の高揚にはげまされて、藩閥政府に県令の収奪財政政策に果敢に抵抗する民権勢力の橋頭堡の役割を果たしたのであった。国会開設運動と県会闘争を連続してたたかった県議たちは、このあと「地方の団結」「実力の養成」を旗印に、それぞれの地域で民権結社の結成や学習活動にとり組んでいく。なおこの両度の県会で議長をつとめたの

は、建白をめぐって野村県令と対決した今福元額であった。

『東京横浜毎日新聞』の役割

次に民権派の県会活動を側面から掩護した『東京横浜毎日新聞』の活動に若干ふれておきたい。同紙は一八七九(明治十二年)十月まで、横浜に本社を置いたこともあって、神奈川県内に多数の読者を持ち、編集面でも県内の動向に強い関心を向けていた。一八七九(明治十二年)十一月、沼間守一が同紙を買収して社長に就任すると、『東京横浜毎日新聞』は、嚶鳴社の機関紙としての役割もかねて、東日本を代表する有力な民権派新聞となった。また、沼間自身もそのころ東京府会副議長の職にあり、府県会における民権派の動向にはことさらに注目していた。

ところで、『東京横浜毎日新聞』は神奈川県会の開設以来、会期ごとの議会傍聴記を連載するとともに、時々社説で県会活動の重要な指針となる論説や記事を系統的に掲載した。いまその主なものを同紙から拾ってみよう。

第十六表に見られる通り、の中には神奈川県会を直接扱った社説が三編あり、同県政への関心の強さをあらわしている。また、「地方政府ノ改革」という前後六回に及ぶ長文の論説は、中央集権化を排除して府県の自治を保障するため、議員選挙権の拡大、県令の議会からの選出、書記官等の冗官の削減、府県会規則第五条にある内務卿の指揮監督権の廃止など、抜本的な制度改革を提唱している点で注目される。同じく「地方官ハ宣シク議會ノ下ニアルベシ」という論説も、県令の行政権に対する府県会の立法権の優位を主張して興味深い。さらに太政官布告第四八号等の増税布告や備荒儲蓄に関する論説は、議会での議案審議にあたって少なからず参考になったであろう。

このように、『東京横浜毎日新聞』の活動が、明治十二、三年の民権派議員の県会活動に、重要な指針を与えたことはまちがいない。同紙と県内民権勢力との親密な関係は、一八八二(明治十五年)年、自由、改進黨の分立という民権勢力の二大陣営への分裂まで続くのである。